

資料 7-1 悪臭防止法の敷地境界の地表における規制基準

指定地域の区分 特定悪臭物質	A区域(ppm)	B区域(ppm)
ア ン モ ニ ア	1	2
メ チ ル メ ル カ プ タ ン	0.002	0.004
硫 化 水 素	0.02	0.06
硫 化 メ チ ル	0.01	0.05
二 硫 化 メ チ ル	0.009	0.03
ト リ メ チ ル ア ミ ン	0.005	0.02
ア セ ト ア ル デ ヒ ド	0.05	0.1
プ ロ ピ オ ン ア ル デ ヒ ド	0.05	0.1
ノ ル マ ル ブ チ ル ア ル デ ヒ ド	0.009	0.03
イ ソ ブ チ ル ア ル デ ヒ ド	0.02	0.07
ノ ル マ ル バ レ ル ア ル デ ヒ ド	0.009	0.02
イ ソ バ レ ル ア ル デ ヒ ド	0.003	0.006
イ ソ ブ タ ノ ー ル	0.9	4
酢 酸 エ チ ル	3	7
メ チ ル イ ソ ブ チ ル ケ ト ン	1	3
ト ル エ ン	10	30
ス チ レ ン	0.4	0.8
キ シ レ ン	1	2
プ ロ ピ オ ン 酸	0.03	0.07
ノ ル マ ル 酪 酸	0.001	0.002
ノ ル マ ル 吉 草 酸	0.0009	0.002
イ ソ 吉 草 酸	0.001	0.004

※主として工場の用に供される地域、その他悪臭に対する順応の見られる地域をB区域、それ以外の地域をA区域として指定が行われている。

資料 7-2 悪臭防止法の気体排出口における規制基準

1 特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとに、次の式により算出した流量とする。

$$q = 0.108 \times H_e^2 \times C_m$$

q : 悪臭物質の流量（0℃、1気圧のm³/時）
 H_e : 補正された気体排出口の高さ（m）
 C_m : 敷地境界における規制基準（ppm）

補正された気体排出口の高さ（H_e）が5メートル未満となる場合については、この式は適用しない。

2 気体排出口の高さの補正は、次の算式により行う。

$$H_e = H_o + 0.65 \cdot (H_m + H_t)$$

$$H_m = 0.795 \cdot \sqrt{Q} \cdot \sqrt{V} / (1 + 2.58/V)$$

$$H_t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 228) \cdot (2.30 \times \log J + 1 / J - 1)$$

$$J = (1460 - 296 \cdot V / (T - 228)) / (\sqrt{Q} \cdot \sqrt{V}) + 1$$

H_e : 補正された気体排出口の高さ（m）
 H_o : 気体排出口の実高さ（m）
 Q : 温度15度における排出ガスの流量（m³/秒）
 V : 排出ガスの排出速度（m/秒）
 T : 排出ガスの温度（絶対温度）

資料 7-3 悪臭防止法の排水に含まれる敷地境界外における規制基準

特定悪臭物質	指定地域の区分	
	排水の量	A区域(mg/ℓ) B区域(mg/ℓ)
メチルメルカプタン	0.001m ³ /秒以下の場合	0.03 0.06
	0.001m ³ /秒を超え、0.1m ³ /秒以下の場合	0.007 0.01
	0.1m ³ /秒を超える場合	0.002 0.003
硫化水素	0.001m ³ /秒以下の場合	0.1 0.3
	0.001m ³ /秒を超え、0.1m ³ /秒以下の場合	0.02 0.07
	0.1m ³ /秒を超える場合	0.005 0.02
硫化メチル	0.001m ³ /秒以下の場合	0.3 2
	0.001m ³ /秒を超え、0.1m ³ /秒以下の場合	0.07 0.3
	0.1m ³ /秒を超える場合	0.01 0.07
二硫化メチル	0.001m ³ /秒以下の場合	0.6 2
	0.001m ³ /秒を超え、0.1m ³ /秒以下の場合	0.1 0.4
	0.1m ³ /秒を超える場合	0.03 0.09

資料7-4 特定悪臭物質の臭いの性質及び主要発生源事業場

特定悪臭物質	臭いの性質	主要発生源事業場
アンモニア	し尿のような臭い	畜産事業場、鶏糞乾燥場、複合肥料製造業、でん粉製造業、化製場、魚腸骨処理場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
メチルメルカプタン	腐った玉ねぎのような臭い	クラフトパルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
硫化水素	腐った卵のような臭い	畜産農業、クラフトパルプ製造業、でん粉製造業、セロファン製造業、ビスコースレーヨン製造業、化製場、魚腸骨処理場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
硫化メチル 二硫化メチル	腐ったキャベツのような臭い	クラフトパルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
トリメチルアミン	腐った魚のような臭い	畜産農業、複合肥料製造業、化製場、魚腸骨処理場、水産缶詰製造業等
アセトアルデヒド	刺激的な青ぐさい臭い	アセトアルデヒド製造工場、酪酸製造工場、酢酸ビニル製造工場、クロロプレン製造工場、たばこ製造工場、複合肥料製造業、魚腸骨処理場等
プロピオンアルデヒド ノルマルブチルアルデヒド イソブチルアルデヒド ノルマルバレルアルデヒド イソバレルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい 焦げた臭い むせるような甘酸っ ぱい焦げた臭い	塗装工場、その他の金属製品製造工場、自動車修理工場、印刷工場、魚腸骨処理場、油脂系食料品製造工場、輸送用機械器具製造工場等
イソブタノール	刺激的な発酵した臭い	
酢酸エチル メチルイソブチルケトン	刺激的なシンナーの ような臭い	塗装工場、その他の金属製品製造工場、自動車修理工場、木工工場、繊維工場、その他の機械製造工場、印刷工場、輸送用機械器具製造工場、鋳物工場等
トルエン	ガソリンのような臭い	
スチレン	都市ガスのような臭い	スチレン製造工場、ポリスチレン製造工場、ポリスチレン加工工場、SBR製造工場、FRP製品製造工場、化粧合板製造工場等
キシレン	ガソリンのような臭い	(トルエンに同じ)
プロピオン酸	刺激的な酸っぱい臭い	脂肪酸製造工場、染色工場、畜産事業場、化製場、でん粉製造業等
ノルマル酪酸 ノルマル吉草酸 イソ吉草酸	汗くさい臭い むれた靴下のような 臭い	畜産事業場、化製場、魚腸骨処理場、鶏糞乾燥場、畜産食料品製造工場、でん粉製造業、し尿処理場、廃棄物処分場等

資料 8-1 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設市町別届出数

(平成24年度末現在)

区分 施設名 市町村名	大気基準適用施設 (施行令別表第1)					水質基準適用施設 (施行令別表第2)							事業所数	小計	事業所数
	3 亜鉛回収用 焙焼炉等	5 廃棄物焼却炉		小計		11 ジオキサジン バイオレット 洗浄施設等	12 アルミニウム 合金製造用溶 解炉等廃ガス 洗浄施設等	13 亜鉛回収施設	15 廃棄物焼却炉 の廃ガス洗浄 施設等	19 特定施設設置 事業所からの 排水処理施設					
		焼却能力200kg/時 以上	焼却能力50kg/時 又は火床面積0.5m ² 以上	小計											
				事業所数	事業所数										
四国中央市		14	13	27	22	6			9	2	7			17	
新居浜市		23	3	26	12		7	1	3	3	4			14	
西条市		5	7	12	10				1		1			1	
今治市	3	9	10	22	17						1			1	
上島町		1	1	2	2									0	
東温市		5	2	7	4									0	
久万高原町		2	1	3	2									0	
伊予市		2	6	8	6									0	
松前町		1	1	2	2									0	
砥部町			3	3	3									0	
内子町		4	4	8	7									0	
大洲市		3	12	15	14									0	
八幡浜市		3	8	11	9									0	
伊方町				0										0	
西予市		1	20	21	20									0	
宇和島市		7	13	20	17									0	
鬼北町		2	7	9	8									0	
松野町				0										0	
愛南町		4	2	6	5									0	
合計	3	86	113	202	160	6	7	1	13	5	1	1	1	33	13